

現代韓国幼児教育研究(4)―韓国幼児教育の当面課題

丹羽 孝

1. 「光復50年」の意味するもの

(1) 光復五十年と戦後教育の総括

韓国教育界は昨年(1996年)で「光復五十周年」(강복 50 년)を迎えた。そして1996年版「韓国教育年鑑」はかなりのページを割いて、この「光復五十年」を特集している。この特集は「光復五十年―韓国教育の回顧と展望」をテーマに①教育理念と哲学(한기연 서울대면예교수)、②教育制度と政策(김정철 우석대총장)、③教育内容と方法(홍우성 한영대대우교수)に関する総括論文によって構成されている。韓国教育界のこうした動きは言葉を換えれば、この「光復五十年」を期して韓国の戦後の教育の歴史を総括し、21世紀へ向けての展望を描き出すという作業を行いつつあるという事を意味している。こうした韓国教育事情を説明する象徴的出来事として一例を挙げるならば、国民学校の改名ならびに教育改革委員会の発足を挙げることが出来る。

前者は日本の小学校に相当する初等教育機関であり、終戦後も「国民学校」という名称を使用してきたのだがやっとその名称を廃棄し、1996年3月1日(これが韓国の新学期開始日である)より「初等学校」(초등학교)という名称を採用した。その様子は前出「教育年鑑」のグラビヤの第1ページを大きく飾っていた。ちなみに添付された説明文は「日帝残滓清算作業の一環として、教育法の改定によって'96年3月1日から国民学校の名称が'初等学校'と替えられ、アンピョンヨン(안병연)教育部長官がソウルチャンギョン(서울창경)初等学校校長パクジョンソン(교장 박종성)で'初等学校'掲板式を行った。」¹⁾というものであった。

後者の教育改革委員会は1994年2月5日、キムジョンソン(김중서, 1995)委員長以下25名の委員によって構成された大統領直属の諮問機関である。この委員会は1995年5月31日に「新教育体制樹立のための教育計画方案(Ⅰ)、及び(Ⅱ)」の大統領宛報告書を公にした。その特徴を一言で示すならば、「従来の懸案事項に合わせて現代の韓国社会が直面している『知識・情報社会』や『世界化(国際化)』に対応するため、開かれた教育社会への転換をめざした」教育制度改革」への提言であるとされる。²⁾ こと幼児教育に限って言えば、三歳児就園の拡大並びに幼稚園教育の学校制度化がそこには含まれていた。³⁾

そのほか、関連資料としてはA-4版用紙で20頁にのぼるかなり詳しい「現代教育年表」が添付されていた。

(2) 当面課題

次に上述した大きな流れの中で、今韓国の教育界の当面する教育課題のいくつかについて簡単に述べてみよう。

第1は、教育財政GNP5%確保である。これに関する議論は既に'92年の大統領選の時から始まったもので、98年までにはGNP5%を確保するという民自党の政策に沿ったものであった。具体的には1995年には4.11%（13兆9613億ウォン）を5%（15億4225億ウォン）にするという数字が示されている。⁹⁾

第2は、奨学機能の再定立である。韓国語でいう奨学（장학）とは教育活動の改善のための指導助言の全体を意味し、その中心は教室の中で行われる教授－学習活動のよりよい実現をめざす教育環境の改善への手だてを意味しているとされる。その意味での奨学問題の内容としては以下の5点が指摘されている。

- ① 奨学機能に対する認識不足。
 - ② 奨学担当者の専門的力量不足。
 - ③ 奨学職担当者が行事や雑用といった本来的でない仕事に忙殺されている。
 - ④ 学校の内部における奨学機能が自律的に活動していない、いわば不活性な状態にある。
- そして、この問題に対する解決策として提案されているのが以下の4点である。
- ⑤ 奨学の専門家指向……校長や校監の教育活動指導能力の向上による奨学機能の強化。
 - ⑥ 奨学の民主化の追究……各教員の自律的な奨学活動の推進並びに奨学担当者との民主的協同体制の確立。
 - ⑦ 奨学活動の学校現場中心化。
 - ⑧ 奨学組織（国、道、市、庁）の適切な構成ならびに責任・権限体制の再定立。

第3は、大学入学選考制度の改善問題である。現行大学入試制度は1985年から教育改革審議会で議論されて以来、約3ヶ年間の準備過程を経て、1994学年度から導入されたものである。この現行制度は高等学校の内申成績、大学が行う大学別考査、そして大学数学能力試験を基本としていた。しかし、大学別考査の出題内容に対応して高額の課外学習問題が発生し、問題となっていた。また併せて、主たる選考資料が「成績」だけに偏って、人間形成がおろさかにされているとの批判もあった。

1995年5月30日、教育改革委員会報告書は「国民の苦痛を取り除いてくれる大学入試制度」の検討を指摘し、国・公立大学は国家基準によって、私立大学は初・中等学校教育の正常化、国民の私教育費の縮小を原則として自由選抜方式を内容とした新しい入試制度の基本について明らかにした。この法案は、具体的には1995年12月19日の教育部公示第1995-8号「大学入学選考制度試行計画」として公表された。そこで採用された基本方向は①学校教育の正常化企図、②大学教育適格者選抜機能提高、③大学入学‘試験’制度を大学入学‘検定’制度へ転換させる、④学生の潜在能力と創造性を強化する多様化・特性化教育指向、⑤教育の機会均等並びに平生教育の実現、⑥大学入試に伴う国民の負担と苦痛の軽減の6点であった。

第4としては、学校暴力の増加と根絶対策があげられている。韓国においても95、96年には学

校暴力対策が教育界の主要問題として議論されるようになってきたとされている。たとえばその一例として、1995年には金泳三大統領が内務部長官に対して「初・中・高等学校周辺で暴力が広がり深刻化し、社会問題化している」ことを指摘し、私服警官配備を指示したとあるし、同様に教育部長官に対して、強力な暴力根絶対策を打つよう指示している。

〈表-1〉は韓国における学生暴力被害に関する統計表の一つであるが、初等学校段階でも事件が起きていることに驚かされる。

〈表-1〉 学生暴力被害状況 (95. 11. 28現在)

出典：「韓国教育年鑑」1996年版、P72

区分	金品被害			暴行被害	
	学生数	回数	金額(千ウォン)	学生数	回数
国民学校	93,432	110,549	236,751	43,738	54,413
中学校	252,190	330,381	954,351	103,829	111,476
高等学校	77,136	89,497	478,288	49,215	54,211
計	422,758	530,427	1,669,390	196,782	220,100

*原出典：市・道教育庁説明資料集計集 (95. 11. 1-11. 15)

この問題に対して、指摘されている原因は①家庭の教育機能の弱化、②課題学校、過密学級が一般化し、入試中心の教育状況の下で、学校の生活指導が限界に達していることの二つがある。またその予防対策としては家庭教育の強化、学校と家庭の連携強化、学校における自由で多様な教育活動の提供、教員の対暴力根絶意識の向上等が論議に上がっている。この問題は教育部に次官クラスの「学校暴力対策本部」がおかれるほどの現状であることが報告されている。

その他の問題としては大学・大学院の改編、教員の能力別昇進並びに報酬体系の改訂、学校別学校運営委員会の設置、総合生活記録簿の導入、初等学校3学年からの英語教育の導入など、このところの韓国教育界は課題山積である。⁹⁾

2. 幼児教育界の動向と当面課題

(1) 幼稚園

大韓民国（以下韓国と表記）の幼児教育制度の類型は大きく教育部（日本の文部省に相当）管轄下の「幼稚園」（유치원）と、保健福祉部（厚生省に相当）の管轄下にある託児機関（中心は어린이집）に二分される。

幼稚園は「教育法」に根拠を持つ学校制度の一環に位置していて、その内容は設置者の種類によって①国立、②公立、③私立に分けられる。その現況を示せば〈表-2〉、〈表-3〉の如くである。

<表-2> 幼稚園現況 (1995年現在)

区 分	全体	公立	私立
幼稚園数	8,960	4,417	4,543
学 級 数	18,581	5,400	13,181
就園児童数	529,265	114,380	414,885
3 歳	68,652	7,771	60,881
4 歳	182,770	30,802	151,968
5 - 6 歳	277,843	75,807	202,036

出典：教育部「教育統計年報1995」(1995.1)

<表-3> 年度別就園児童数と就園率

年度	全 体	3 - 4 歳	5 歳
1980	66,433(4.0)	5,768(1.0)	60,665(7.3)
1981	151,471(9.7)	14,450(1.9)	137,021(17.3)
1982	175,546(11.4)	33,241(4.3)	142,305(18.4)
1983	200,141(12.8)	45,403(5.7)	154,738(20.0)
1984	272,997(16.8)	61,380(7.3)	211,617(26.7)
1985	352,367(21.1)	66,503(8.0)	285,864(34.2)
1986	356,003(21.3)	34,226(4.0)	321,771(38.8)
1987	394,551(24.2)	83,107(10.2)	311,444(38.0)
1988	409,940(27.2)	97,823(13.4)	312,117(40.0)
1989	415,469(29.2)	113,660(16.6)	301,809(40.8)
1990	413,301(31.0)	131,070(20.1)	282,231(41.5)
1991	430,843(33.8)	148,890(22.9)	281,953(43.4)
1992	454,975(24.5)	189,070(15.4)	265,905(42.4)
1993	170,139(25.7)	206,510(17.0)	263,629(43.3)
1994	509,688(27.2)	236,539(18.9)	273,329(44.3)

出典：韓国幼児教育学会「教育白書」1995、p.8

<表-4> 年令別幼稚園就園率の経年変化 (単位：%)

区 分	8 0	8 5	9 0	9 5
3, 4, 5 歳	4.0	33.0	42.4	27.1
公 立	0.1	9.5	9.4	5.9
私 立	3.9	11.6	21.6	21.3
セマウル幼稚園	-	11.9	11.2	-
5 歳	7.3	53.3	55.4	44.4
公 立	0.3	15.9	14.1	12.1
私 立	7.0	18.3	27.4	32.2
セマウル幼稚園	-	19.1	13.9	-

出典：教育部幼児特殊教育担当官室「'95幼稚園現況」、1995.4

幼稚園の現況についての特徴的な事柄の第一は、<表-2>からも明らかなように私立幼稚園への依存率の高さと、公立幼稚園の施設規模の小ささが指摘できる。そしてこの私立幼稚園への依存率の高さは、そのまま高い学費の私費負担として家計に反映し、第二の特徴である就園率の低さにつながっている。<表-3>によれば95年度の幼稚園就園率は全体で27.1%、5歳児で

44.4%となっているが、1995年度の5歳児就園率の政府目標は52%以上とされており、大きな問題を抱えている。なお、〈表-4〉の85、90年の数字はセマウル幼稚園を含んでのものである。またその内訳は同じく〈表-4〉によって明らかである。

(2) 保育施設（保育所）

託児機関の主管は「保健福祉部」（1995年度より保健社会部から改称）であり、関連法令は主として児童福祉法及び同法施行規則、そして1991年に制定された「嬰幼児保育法」である。こうした法令によって定められた機関の類型は私立保育所（private child care center）、公立保育所（public child care center）、家庭保育所（home day care center）、そして企業内保育所（day care center in factory areas）の4つとされている（李基淑、1993）。もう少し詳しい保育施設の種類の内容については、〈表-4〉が参考になるだろう。ここでは戦後の韓国を代表する保育施設である「オリニチップ」の名称も確認できる。

〈表-5〉 託児実施類型

名称	法的根拠	対象児童年令	運用時間	内容	教職員構成	教師資格基準
家庭託児	嬰幼児保育法施行令	0-6歳 *制限無し	8-18時 *制限無し	4-5歳 保護中心	託児教師 (託児母)	高卒+家庭託児母訓練履修
職場託児	男女教育平等法 12,13条	生後2カ月以上 就学前児童	8-20時	保護中心	教師 託児母	幼稚園教師資格証所持者 保育士資格証所持者 高卒+家庭託児母訓練履修
地域オリニチップ	なし	主として満2歳以上 *制限無し	1日平均12時間	保護中心	託児教師	規定無し *児童と地域に対して愛情あるもの
訪問託児	なし	*制限無し	規定無し	保護中心	託児母	託児母養成課程履修
オリニチップ	なし	1歳以下40% 2-3歳40% 4歳以上20%	7:30-19:30 (平日) 7:30-15:00 (土曜)	保護中心	園監、教師 保母、看護員、調理者 管理員、ボランティア	保育者、看護者、調理者 資格証保持者
幼稚園全日班	なし	主に4-5歳	8-18時	教育中心	教師 補助教師	幼稚園教師資格証保持者
社会福祉館○教室	社会福祉事業法施行令	*制限無し	地域の特性による	保護中心	社会事業家	社会福祉者資格証保持者
農繁期オリニチップ	なし	3歳以上就学前	農繁期 非常設	保護中心	託児母	セマウル青少年会員 婦女会員中のボランティア
その他(研究機関)	なし	一定していない	8-18時	教育と保護	教師 研究員等	幼稚園教師資格証保持者及び 児童関連文や博士又は 碩士学位者

出典：イムミへ「託児プログラムの理論と実際」トンムン社、1995 p.12

これらの諸施設に関する統計数字は1991年段階で256の私立保育所、51の公立保育所、1854の家庭内保育所、そして19の企業内保育所が設置されていたとなっている。また、こうした機関に所属できる対象児童は約8万人であるが、サービスの提供を受けている幼児は約3万人で、その割合は3.8%であった。他方、1995年段階の保育施設の現況は〈表-6〉の如くである。これによれば、近年の女性の社会進出の急速な増加を反映して、かなりハイペースでの施設の増加の足跡を確認することが出来る。

〈表-6〉 保育施設現況（括弧内は幼児数）

年度	合計	国・公立	民間立	職場	家庭
1990	1,919	360	39	20	1,500
	48,000	25,000	1,5000	1,500	20,000
1991	3,670	503	1,237	19	1,931
	89,441	37,017	36,099	712	15,613
1992	4,513	720	1,808	28	1,957
	123,297	49,529	57,797	768	15,203
1993	5,490	837	2,419	29	2,205
	153,270	55,133	80,400	725	17,012
1994	6,975	983	3,091	37	2,864
	219,308	70,937	119,968	976	27,427

出典：保健福祉部「保健福祉統計年報1995」1995.9

3. 幼稚園の教育課程

(1) 第5次幼稚園教育課程の特徴

韓国の幼稚園の教育課程は1969年にその第一次文書が制定されて以来今次の改訂で5回目を数えることになった。この1992年に改訂・公布された新幼稚園教育課程は1994年の新学期から施行された。今次教育課程がいかなる実践的成果をもたらすかは興味のあるところであるが、それは次の課題として、今はこの教育課程の特徴をできるだけ正確に紹介してみたい。

先ず今回の教育課程改訂の特徴的な考え方について見ていくことにする。これに関しては「新教育（새교육）」（韓国教育新聞社刊）は1993年3月号に於いて「韓国の幼児教育はこのままでよいのか」というセミナー報告書において방운경（教育部幼児教育担当官）の「1993年度幼児教育政策の基本方向」および이원영（中央大学教授）の「新幼稚園教育課程改訂の基本方向は…」の二つを取り上げ、新教育課程の概要について紹介している。

以下、この二つの論考に依拠しながら、新教育課程の特徴について整理してみる。

特徴の第一は、使用されたキーワードである。そこでは「基礎教育－児童中心教育－全人教育－統合教育」という四語がキーワードだとして提示され、その内容は次のように説明されている。⁹⁾

- 1) 基礎教育とは、日常生活に必要な知識、価値観、態度、習慣の基本を形成することを援助する基礎的生活教育の実現である。

- 2) 児童中心教育とは、子供を中心にその個性を認めて、自分の興味や関心に応じた活動を援助する児童中心教育である。
- 3) 全人教育とは、子どもの健康・社会的関係・情緒及び独創的な表現、言語、思考能力等が生活全般にわたって、平均して発達するように援助する全人教育の実現である。
- 4) 統合教育とは、子どもと環境間の相互作用に役立つ教育経験が、遊びを中心として成り立つように援助する統合的な指導である。

この中で特に注意をしておきたいのは、第4の「統合教育」の概念である。というのはすでに1982年教育課程当時から、主としてアメリカの幼児教育プログラム研究の蓄積の中から、新しい時代の韓国幼児教育プログラムの発展方向の主たる方向として研究が始められ、いくつかの参考資料も公開されてきているからである。一例を挙げれば、徳成女子大学附属幼稚園「相互作用理論に基づく教育課程」、延世大学附属幼稚園「延世開放主義プログラム」、梨花女子大学附属幼稚園「生活中心教育課程」、中央大学附属幼稚園「活動中心統合教育課程」等である。⁸⁾

つけ加えるならば、日本の「幼稚園教育要領」はその総則において、幼稚園生活の基本の内容として「幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること」(文部省「幼稚園教育要領」総則)と述べている。いわゆる「遊びを通しての総合的指導」と称されるものである。しかし、今日本の幼児教育界では、この考え方を実践に移すとはどうすることかの解釈をめぐって、多くの課題が提出されてきている。そして今、この韓国の幼児教育プログラムの新しい発展方向としての「統合教育」の考え方に会うとき、日本の幼児教育界に於いても(とりわけ現場レベルで)カリキュラムの統合又は統合カリキュラムの思想についての基本的理解が要請されていると思われる。其の意味でいえば、韓国幼児教育界の先行的研究群は注目に値する。

注) その後教育課程の具体的な資料として、次のような質の参考書が出版されている。

参考までに書名を掲げる。

- ① 이화여자대학교부설유치원 “교육가정 운운의 실제” 3-5 새, 全11卷, 教文社, 1992
- ② 간옥자, 유혜숙 “유아교사를 위한 창의적인 교재교구활동집”, 1993
- ③ 李基淑 「幼児教育課程」 教文社, 1996改訂版
- ④ 金貞圭 「幼児教育課程」 東文社, 1995
- ⑤ 徳成女大幼児教育研究所 「幼児教育課程」 春地社, 1993

(2) 改訂の重点

上記の基本的な考え方をうけて改訂された大きな重点事項は、以下の5点である。その5点と

は①発達領域と生活領域の統合、②教育内容の発達水準別運用の強調、③基本生活教育と社会関係の教育の強調、④文字教育についての指針の提示、⑤幼稚園における教授・学習方法に関する指針の提示である。以下、その内容を簡単に説明する。

第一は、発達領域と生活領域の統合である。領域の名称ということでいえば身体発達領域が健康領域に、言語発達領域が言語領域に、認知発達領域が探求領域に、情緒発達領域が表現領域へと変更された。注目しておきたいのは①健康生活領域の内容体系の中に「感覚・運動と身体調節」がきちんと位置づけられており、改訂への苦心の跡が見受けられること、②表現生活の内容体系の中に「鑑賞」の項目がはいっていること、③探求生活ではその整理の仕方、内容も含めてかなり独自の事であるの3点である。

以下、参考までに1992年改定教育課程の全体構造表を作成して提示する。〈表-7〉

〈表-7〉 第五次幼稚園教育課程構造表（1992.12制定、1994.3施行）

健康生活	目標	基本的な感覚・運動機能と身体調節の能力を養い、健康で安全な生活習慣を身につける。 (1)基本的な感覚運動機能と、身体調節能力を育てる。 (2)健康生活習慣を身につける。 (3)安全生活に必要な基礎知識と方法を身につける。	
	区分	内容	
	内容体系	感覚・運動と身体調節	<ul style="list-style-type: none"> ・感覚を通して、事物の違いを識別する ・感覚器官を協応させて活動する ・身体器官に関心を持ち活用する ・知覚と運動を協応させて活動する ・大筋肉活動をする ・小筋肉活動をする ・身体活動に積極的に参加する ・遊び道具を利用して身体活動をする
	健康な生活	<ul style="list-style-type: none"> ・身体を清潔にする ・周辺環境をきれいにする ・規則的な生活をする ・適切な休息をとる ・衣服を正しく着る ・正しい食生活をする ・疾病予防をする 	
	安全な生活	<ul style="list-style-type: none"> ・遊び道具、器具、施設を安全に使用する ・交通機関の正しい利用と安全規則の遵守 ・事故や危険な状況を把握する ・事故や危険な状況に対処する 	
社会生活	目標	基本生活習慣と自己調節能力を身につけ、社会的知識と態度を学び自分と他人を尊重して、一緒に生活できるようにする。 (1)日常生活に必要な基本生活習慣と態度を身につける。 (2)自分の考えと行動を調節できる能力と態度を身につける。 (3)他の人々と望ましい関係を維持して生活できる能力と態度を身につける。 (4)地域社会に関心を持って、環境を大事にして、保全する心を身につける。	
	内容体系	基本生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・礼節正しい生活をする ・秩序ある行動をする ・感情と要求を調節する
	個人の考えと行動調節	<ul style="list-style-type: none"> ・自分に対して肯定的に考える ・自分の仕事を計画して完遂する ・状況にふさわしい感情をもち行動調節をする 	
	家族理解	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の構造を知る ・家族の役割を知る ・家庭の機能を知る 	

		<p>集団生活</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他人との関係理解 ・一緒に親しく過ごす ・集団生活に積極的に参与する ・協同で問題を解決する
		<p>社会現象と環境に対する関心</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域に関心を持つ ・公共規則を理解して守る ・職業に関心を持つ ・経済生活に関心を持つ ・周辺環境を保全する ・わが国の象徴と伝統遊びを経験する ・北韓に対して関心を持つ ・他の国に対して関心を持つ
表現生活	目標	<p>豊かな感性と想像力を育て、自分が感じたり、考えることを創造的に表現できるようにする。</p> <p>(1)情緒的安定感と肯定的な態度を身につける。 (2)自分の考えと感じを創意的に表現する能力を持つようにする。 (3)自然と、様々な作品にたいして美しさを感じることができる。</p>
	内容体系	<p>情緒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊びや活動に積極的に参加する ・始めた活動に熱中して、成就感を持つ ・自分の感情を適切に表現する ・生活の中で感じるたことを伝え分かち合う ・自分と他の人の考えと表現を尊重する
	表現	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな音つくりを試みる ・歌を歌う ・リズム楽器を操作する ・絵を描く ・製作と構成 ・様々な素材を活用して、造形活動をする ・身体を利用して多様な形を動作で表現する ・多様な素材を活用して、身体表現をする ・劇遊びで表現する。
	鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな音を聞く ・様々な種類の音楽を聞く ・自然と事物を鑑賞する ・様々な造形作品を鑑賞する ・身体の動きを見て楽しむ ・いろいろな種類の踊りを鑑賞する ・劇遊びを鑑賞する ・伝統芸術に親しむようにする
言語生活	目標	<p>言葉と文字に関心を持つようにして、基礎的な言語能力を伸ばして楽しい言語生活ができるようにする。</p> <p>(1)他人の言うことをよく聞いて、理解する能力と態度を身につける。 (2)自分の考えや感じたことを言葉で表現する能力と態度を身につける。 (3)読むことと書くことに関心を持つようにする。</p>
	内容体系	<p>聞くこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の話をきくこと ・日常生活に関連した単語と文章理解 ・お話を聞いて、理解する ・聞いたことに従うこと ・童話や童詩を楽しく聞くこと ・正しい態度で聞くこと
	話すこと	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく発音して話すこと ・日常生活に関連した単語と文章を話すこと ・聞かれたことばに答えること ・経験、思考、感じたことを話すこと ・状況にあわせて話すこと ・正しい態度で話すこと
		<p>読み書きに関心を持つこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文字に関心を持つこと ・言葉と文字の関係を理解すること ・文字で遊ぶこと ・読んでくれる童話や童詩を楽しむこと ・本に関心を持つこと ・文字を書く道具に関心を持つ
探求生	目標	<p>周辺環境と自然環境に関心と好奇心を持って探求しながら、基礎的な思考能力と創意的な問題解決能力を身につける。</p> <p>(1)周辺環境と自然現象についての科学的な思考の基礎能力と態度</p>

活 内容体系		を身につけるようにする。 (2)多様な操作活動を通して論理・数学的思考の基礎能力と態度を身につけるようにする。 (3)科学的、論理・数学的思考を基礎にして、創意的に問題解決する能力と態度を身につけるようにする。
	科学的思考	<ul style="list-style-type: none"> ・物体の性質探索をすること ・物質の変化過程を観察すること ・物体の動きを観察すること ・私たちの体について関心を持つこと ・生物について関心を持つこと ・周辺環境について関心を持つこと ・自然現象を観察すること
	論理・数学的思考	<ul style="list-style-type: none"> ・事物を分類をすること ・事物の順序をつくること ・数の基礎概念理解 ・日常生活の中で数を活用すること ・全体と部分を経験すること ・基礎的な測定と関連した経験をする ・時間に関する基礎概念を身につけること ・空間に関する基礎概念を身につけること ・基本図形認識及び構成をすること ・基礎的な統計に関する経験をする
	創意的思考	<ul style="list-style-type: none"> ・特異な状況に関心を持つこと ・多様に思考をすること ・独特な思考をすること

注：内容はさらに各領域ごとに「第Ⅰ水準」、「第Ⅱ水準」に仕分けられている。
詳しくは拙論「現代韓国幼児教育研究(3)」(「名古屋市立保育短期大学紀要」Vol.34, 1992)を参照されたい。

なお、今次教育課程の特徴について、前出の이원영は幼稚園教育課程の歴史的経緯に触れながら、次の様に説明している。参考までに訳出しておく。⁹⁾

「第一次幼稚園教育課程は生活領域別構成であったが、第二次幼稚園教育課程からは発達領域別だった。幼稚園教育課程が生活領域別として構成されるときには、教師達がこれを教科と同じように認識して教育するために、全人発達が弱化されて、発達領域別目標水準のみが与えられた第四次教育課程が制定されたときには、発達領域の目標等を直接活動へと持っていくときに難しさがあった。

教育部の現行幼稚園教育課程例には発達領域別目標だけが陳述されているために、教師達は抽象的な目標水準を教育活動に転換しなければならなかった。幼稚園の教師達が幼児たちに提供する活動を選定するとき、参考になる教育内容についての指針がなく、幼稚園教師達は教育部の教育課程例は参考にならず、子ども達の生活経験を準拠として教育活動を選定する場合は多いのはこうした理由による。現行幼稚園教育課程を実施しながら慶南、慶北、忠南、忠北、京畿地域の幼稚園関係者と協議した結果、第4次幼稚園教育課程と幼稚園の現場の授業を連携させようとする際、発達領域別目標と幼児の生活経験をつなげようとする上で大きな問題点があることが明らかになった。しかし、幼稚園関係者たちは発達領域別教育目標自体に問題点があるとは見なさず、それを現場に適用して実践できるような教育内容の指針が教育課程に明示されなければならないと強調した。それによって、教師達にとって指針が明瞭性を持つために第五次教育課程の教育目標は全人発達の方向で区分され、教育内容は生活領域で選定した指針として提供された。」

なにやら、日本の現行幼稚園教育要領が抱えている問題点と、87年教育課程について指摘されている問題点が、重なって見えてくるというのがここから私の読んだことのひとつである。

第二は、発達水準別の教育課程の運用ということである。先に述べたように韓国「教育法」は91年の改訂において3歳児入園を正式に認知した。そして、いよいよ韓国の幼稚園界は3歳児入園との本格的対応を迫られることになった。今回の幼稚園教育課程の改訂の主眼のひとつは、まさにこの点にもあったのである。

具体的には、教育課程の中に「各領域水準別内容」という項目が新設され、其の内容は「Ⅰ段階およびⅡ段階」の二つに仕分け、実際の運用においてはそれに加えてⅠ、Ⅱにまたがる中間段階を設定し、それぞれを3歳児（Ⅰ段階）、4歳児（両者にまたがるレベル）、5歳児（Ⅱ段階）の教育内容のガイドラインとしたのである。

3. 保育所保育課程

韓国の保育施設の現行保育課程は1991年1月14日より施行された『嬰幼兒保育法』第18条と、同法施行規則第23上の規定に依拠している。この規定の内容は次のようなものである。まず『嬰幼兒保育法』第18条（保育内容）は「保育施設における保育は嬰幼兒の身体的・知的・情緒的及び社会的発達等を援助する内容を含むようにして、具体的な保育内容は保健社会部令で定める。」として「保育所保育課程」の制定について規定し、「同法施行規則」第23条で保育施設の保育内容は〈別表9〉の保育課程によるとしている。ところでこの「保育課程」は大変簡単なものであり、わが国の「保育所保育指針」の制定趣旨とは明らかな違いが感じられる。以下「保育課程」を示せば次のようになる。¹⁰⁾

『保育施設保育課程』

1. 保育の基本原則

保育施設の長は次の項目の基本原則に従って保育をしなければならない。

ア. 教育

嬰幼兒の身体的・社会的・情緒的・知的及び言語的発達に寄与することが出来る経験を提供し、有能で尊重される人間としての自己存在感を発達させるように援助しなければならない。

イ. 栄養

基礎的な食事とおやつを提供によって十分に均衡のとれた栄養を供給してあげて、正しい食習慣を身につけるよう援助しなければならない。

ウ. 健康

嬰幼兒の身体的・情緒的健康のために予防的サービスを提供し、現在持っている健康問題を発見し治療することによって、嬰幼兒とその家族及び地域社会の健康を増進させるようにしなければならない。

エ. 安全

保育施設の従事者は安全管理の重要性を認識して、これを実践するよう努力し、嬰幼兒

が自ら自分の安全を保護することができる能力と技術を身につけるよう援助しなければならない。

オ. 父母に対するサービス

補助者又は意思決定者としての父母参与、父母教育、保育過程の観察等によって、父母に保育施設の組織と目標、哲学等を理解させ、保育効果を高めるようにしなければならない。

カ. 地域社会との交流

地域社会の人たちの保育活動参加、地域社会の保育施設活動、保育施設の地域社会施設活用、マスメディアを通じての地域社会との意思疎通等を通じて、効率的な保育プログラムの運用と保育施設、家庭、地域社会のすべての福祉に貢献するようにしなければならない。

2. 保育計画の樹立

保育施設の長は嬰幼児の年齢に応じた日間、週間及び月間保育計画を樹立して、それによって嬰幼児を保育するが、保育計画には次の事項が含まれていなければならない。

ア. 認知的・情緒的・身体的・言語的発達のために編制された活動

イ. 個人・団体活動

ウ. 動的・静的活動

エ. 授乳・排便等の生理的要求に対する配慮と休息時間等

3. 栄養管理

ア. 給食は必要な栄養を摂取できるよう栄養士が作成した献立表に従って供給されるが、嬰幼児50人未満を保育する施設の場合には保育情報センターの指導を受けた献立表を作成するようにすること。

イ. 1才未満の嬰幼児と特別な食事を必要とする嬰幼児には、その父母や保護者の意思を反映させた献立を提供するようにしなければならない。

4. 健康管理

ア. 保育施設の長は嬰幼児の健康診断結果、健康が良くない児童に対しては保護者と協議して治療に必要な措置を執らなければならない。

イ. 従事者については、新規採用時及び毎年1回以上の健康診断を実施しなければならない。

ウ. 伝染性疾患だと明らかに診断された嬰幼児は施設から隔離しなければならない。

エ. 保育施設内の安全な場所に緊急措置のための非常薬品及び簡易医療器具を配置しなければならない。

オ. 調理、便所、寝具等に対する定期的な消毒を実施して、腐敗しやすい食物管理を徹底して期さなければならない。

5. 安全管理

ア. 保育施設の長は火災等の緊急事態に備える計画を樹立して、定期点検及び訓練を実施しな

ければならない。

イ. 保育児童中、全日制児童は全員が災害保険に加入するようにして、時間制児童は保護者の希望によって災害保険に加入できるようにすること。この場合、保険料は保護者が負担しなければならぬ。

ウ. 保育施設の長は火災保険に入らなければならぬ。

6. 保育記録

保育施設の長は別紙第22号書式の生活記録及び別紙第23号書式の嬰幼兒保育日誌を配置して、嬰幼兒の家庭状況と入所中に行ったこと等を記録しなければならぬ。

4. 教員養成教育の現状と課題

(1) 幼稚園教師の養成

韓国では教員養成教育を教師教育と呼んでいる。教師の資格は幼稚園正教師2級と1級、園監、園長と区分されているが、1級以上はすべて現職教育によって取得される仕組みであり、養成機関で取得できるのは正教師2級資格のみである。

幼児教育教師の養成は次のような制度の下で行われている。¹⁰

第一は4年制大学の幼児教育学科及び関連学科における養成である。これに該当する大学は1994年現在で36校、内幼児教育学科が17校でその他が19校（主として児童学科）であり、その数は1980年代に入って急速な増加を見せた。この中には日本でもよく知られている中央大学校、梨花女子大学校、徳成女子大学校等も含まれている。

第二は、専門大学の幼児教育学科である。数字でいえば1994年現在において幼児教育学科を持っている専門大学は23校、学生定員総計は8,600名である。先に示した4年制大学の幼児教育学科の総定員は590名であるから、教師教育に占める比重の大きさはいうまでもないだろう。専門大学と4年制大学との違いは、日本の場合と同じく、総単位数並びに開設科目数の違いにある。ちなみに卒業に必要な単位数は専門大学では80-95、4年制大学では140-150というレンジとなっている。

第三は1と2以外の機関での養成である。これには大学院及び教育大学院、そして開放大学である。これらの学校は1994年現在で、教育大学院は梨花女大を始め17校、大学院は梨花女大、中央大（以上博士課程）、徳成女大、教員大（以上碩士課程）の4校、開放大学は光州大学校と忠北産業大学校の2校となっている。

(2) 保育施設従事者養成

保育施設で働く人のことを「保育教師」（보육교사）と呼んでいるが、その養成はたとえば서일 専門大学付設保育施設養成課程、韓国オリニ育養会付設研修院、国際保育施設従事者教育訓練会、ソウル女子大学校内保育施設従事者教育訓練院といった機関がその代表的なものである。これらの学校は定員100から200名、教育内容は乳児保育や児童福祉関連科目を中心として構成さ

れた1年制の機関である。

施設数は1994年現在でソウルに28、釜山に4、大田に3、京畿に10、慶南に6、そして大邱、仁川、光州、江原、忠南、全北、慶北にそれぞれ2校となっている。

又、保育教師にも施設長としての資格が設定されており、その取得に際しては現職教育が必要とされている。¹²⁾

(3) 問題点

教師教育に関わる問題点は、1981年3月、セジョン会館で行われた幼児教育研究大会（韓国教育学会主催）以来実に多くの議論が行われてきた内の1つである。¹³⁾ そして15年前にそこで指摘された問題点の多くは、未だに解決を見ていない事が多い。具体的には、以下の3つの問題点とその主たる内容とされている。¹⁴⁾

第一、幼稚園教員の専門性をどのようにして確立していくかという事である。この問題は幼児教育という分野がまだまだ社会的に低い認識しか得られていない韓国においては幼児教育の重要性の確立そのものと関わった大きな課題となっている。内容としては各レベル（園長、園監）の無資格者の根絶、現職教育の充実と発展を含んでいる。

第二、大学の幼児教師養成課程における教育実習の強化という問題である。

これは幼児教師の質的向上という観点から、養成を順次4年制養成に移行したいという韓国幼児教育学会の意向とも相まって指摘されている問題点である。その内容としては事前、事後の実習指導の強化並びに実習期間の長期化、そして実習指導全体の体系化を意味している。教育実習期間については現在の1ヶ月から6ヶ月へという意見も散見される場所である。

第三、教員の過剰供給の問題である。

前述の「幼児教育振興法」の制定によってセマウル幼稚園が「幾何級数的」に増加したが、それに対して無計画的な養成で対応したため、たとえば1994年度で84機関から8,600名が養成されたが、なかなか就職できずオリニチップやノリバン（놀이반）、そして学院へ就職しているのが実状であると報告されている。¹⁵⁾

これは他方では無資格教師がいるのに資格のある優秀な教師が劣悪な処遇に置かれるということの意味しているわけで、そうした人たちの効果的活用の方策が考えられなければならない。そしてそのひとつの意見として現在教師一人当たり園児数が21.7名という数字を、15名以下にする努力が必要だ、との意見も示されているのである。

5. 残された課題

ここ近年の「韓国教育年鑑」（韓国教育新聞社刊）の「就学全教育」の概況報告並びにその他の韓国幼児教育レポートによれば、韓国の幼児教育界にとっての発展課題として、次の様な問題点が指摘されている。

- ① 幼児教育の重要性の社会的認知の増進（1994年版教育年鑑）

- ② 幼稚園への就園率の拡大（95年版同）
- ③ 教師の質の向上と研修体制の強化（同上）
- ④ 私費負担教育費の軽減（95年版、教育年鑑）
- ⑤ 劣悪化している教育環境として遊戯室もない施設の例とか、施設規模の小ささによる付帯施設の貧困さを問題としている。（同上）
- ⑥ 「教育改革委員会」（1994年発足）の幼稚園教育の公教育化提言の実現に向けての諸課題（94年、李基淑前掲書）

これまでもまして多難な時代を迎えている韓国幼児教育界ではあるが、その歩みは日本にとっても学ぶところは大きい。今後の動向に注目していきたいものである。

注1) 한국교육신문사 “한국교육연감” 1966, 교육뉴스

2) 松尾智則「新教育体制樹立へ教育方案」（時事通信社「内外教育」1995, 12）、P. 2

3) 注1) に同じ、P. 871

4) KISOOK LEE”KEY ISSUES AND POLICY IN EARLY CHILDHOOD EDUCATION”,
OECD REPORT, 1994, 2-A

5) 注1) に同じ、P. 57

6) 同上、PP 55-73より要約

7) 이원영「新幼稚園教育課程改訂の方向は」（「新教育」1993. 3 韓国教育新聞社）

8) 林再澤「現代幼児教育課程」良書院、1992. 2 第5章参照

9) 이원영 前掲書、前掲書、p. 76

10) 林 前掲書、p. 107

11) 한국유아교육학회 “유아교육백서” 도서출판、1995. 9 pp. 76-79

12) 同前、pp. 92-99

13) 李相琴「幼稚園教師教育制度」（韓国教育学会「幼児教育」）培英社、1981 p. 60

14) 「한국교육연감」95年版、p. 111

15) KISOOK LEE”Early childhood education for children under age 6 in Korea:
History and trends” (“Early Child Development and Care” vol. 85, 1993 p. 13)